

麒麟ビール健康保険組合加入者の皆さま

2020年4月10日  
麒麟ビール健康保険組合

## 緊急事態宣言時における保健事業の体制について

緊急事態宣言に伴い、麒麟ビール健康保険組合で行う保健事業については、下記の通りとしています。ご不便をおかけしますが、ご了解賜りますようお願い致します。

### 記

・現在、対面で行う特定健診（健保補助による一般健診、人間ドックが該当）、特定保健指導は緊急事態宣言対象地域・期間においては実施しないこととしています。

※特例・任継以外の被保険者については所属会社の方針に従ってください。

※既に受診をご予約されている方に対して、該当医療機関や健診事務代行委託業者からご連絡がある場合があります。

ただし、対面によらない事業（アプリ等を活用した遠隔による特定保健指導）については、引き続き実施の方向です。

また、上記以外の対面で行う保健事業（各種単独健診、保健指導やセミナー・イベント等）も同様に実施しないこととしています。

ただし、上記以外の保健事業については、周知・調整が間に合わない等やむを得ない場合、個人の責により実施する場合までも制限をかけるものではありません。

以上